地域密着型サービス事業所の整備に係る
事業候補者　募集要項

令和８年度整備

令和７年３月

成田市福祉部高齢者福祉課

１．募集の趣旨

成田市（以下「本市」という。）では、「第９期成田市介護保険事業計画（令和６～８年度）」に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備を進めています。

当該計画では、令和８年度整備事業として、地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所２か所、看護小規模多機能型居宅介護事業所1か所、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）18室、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所1か所）を市内に整備することを位置づけており、当該事業所の設置及び運営を行う事業者（以下「事業候補者」という。）を選定するため、本募集要項を定めるものです。

（1）選定の考え方

選定にあたっては、次の事項等を踏まえ、多角的な視点から評価を行い、最も優れた事業計画を提案した応募事業者を事業候補者として選定することとします。

ア）本市の第９期介護保険事業計画に沿っているとともに、介護が必要になった市民が住み慣れた地域で生活を継続するための事業所運営ができること

イ）法人の役員等が医療・介護・看護に対して熱意と知識・経験を有するとともに、経営が健全であり、将来にわたり安定した事業所運営ができること

ウ）計画地近隣の住民の理解を得つつ、地域に根差した事業所運営ができること

２．募集概要

（1）対象事業所

- 小規模多機能型居宅介護事業所　２か所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所　１か所
- 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）18 室以下
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所　１か所

（2）募集地域（事業所整備予定地）

事業計画の対象は成田市全域となります。ただし、市内における事業所の分布状況（別紙 1）も勘案して評価します。

なお、防災及び利用者の生活環境を考慮し、土砂災害特別警戒区域等の「千葉県介護施設等整備事業補助金交付金実施要綱」で定める災害レッドーゾーン、急傾斜地崩壊危険区域及び航空機騒音障害防止特別地区は除くものとします。

また、整備予定地が同要綱で定める災害イエローゾーンに含まれる場合は、同要綱の規定を順守してください。

（３）開設時期

令和８年度内にサービス提供を開始できること。なお、施設の規模等を考慮し、合理的な範囲内で開設時期の延期を認める場合があります。

３．応募事業者の資格要件

応募事業者は、以下の資格要件を全て満たすことが必要となります。

（１）　介護保険法に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定要件を満たしていること。

（２）　消費税、地方消費税、法人税、法人市民税、所得税の額に滞納がなく、過去２年間において滞納処分等を受けたことがない者。

（３）　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがない者。また、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定において該当しない者。

（４）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者。

（５）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人並びに同条第６号に掲げる暴力団員が当該団体の役員等をしている法人でないこと。

４．応募要件

（１）　関係法令に基づき、地域密着型サービス事業所の指定に係る人員・設備・運営基準等を全て満たし、原則として令和８年度内において施設整備を完了しサービス提供を開始できる計画であること。

（２）　施設整備予定地の用地が確実に確保できるとともに、必要な許認可等が得られる見込みであること。（市街化調整区域、農業振興地域等の場合は特に留意し、担当課に事前の確認をしてください。）

（３）　優れた事業計画の提案と、選定された事業計画を確実に実行していただくため、１応募事業者につき１計画に限るものとします。ただし、複数の種別の事業所を併設して整備する場合は、１計画とみなします。

（４）　確実な事業実施と施設運営を行うために、介護事業に対する知識と経験を有するとともに、十分な経営基盤を有すること。

（５）　開設スケジュールについて、成田市介護保険事業計画の趣旨に賛同し、円滑なサービス提供を図るため、必要な調整に応じる準備があること。

５．事業候補者の選定の手続き等について

（１）募集要項の配布等について

募集要項の配布は本市ホームページにて行います。本市ホームページにアクセスして必要な書式等をダウンロードしてください。

また、質疑応答や応募状況、選定結果の公表等は本市ホームページ上で行いますので、随時確認していただくようお願いします。

（２）本募集要項等に関する質疑応答

応募事業者等の電話による個別のお問い合わせには、回答しません。

本募集要項等に関して質問がある場合は、**５月２日（金）午後４時**までに、別紙２「地域密着型サービス事業所の整備に係る事業候補者募集に係る質問書」により、ＦＡＸ又は電子メールで高齢者福祉課に提出してください。

質問書にてご提出いただいた内容については、質問と回答内容を本市ホームページの掲載により適宜回答します。

【高齢者福祉課ホームページアドレス】

http://www.city.narita.chiba.jp/soshiki/kofuku.html

審査基準及び審査内容、介護保険法に基づく指定基準等、法令による確認ができる事項、又は他の応募者に関する情報等についての質問には、お答えできません。

（３）事前申出書の提出

応募を予定している事業者は、**６月５日（火）午後４時**までに、別紙３「地域密着型サービス事業所の整備に係る事業候補者募集に係る事前申出書」を、ＦＡＸ又は電子メールで高齢者福祉課に提出してください。

なお、この事前申出書の提出は、本市が応募を予定している事業者の状況等を把握するために求めるものであり、提出後、本市から問い合わせをする場合があります。

（４）応募書類の提出期限

応募事業者は、以下のとおり提出してください。

ア　提出期限及び受付時間

〔期日〕令和７年５月１６日（金）から令和７年６月１６日（月）まで

〔時間〕午前９時から午後４時まで　**※土日は除きます。**

イ　受付場所

成田市福祉部高齢者福祉課（成田市役所議会棟１階）

成田市花崎町７６０番地
なお、応募書類の提出にあたっては、事前に提出日時を電話で予約してください。（郵送による受付は行いません。）

ウ　提出部数　１０部（正本１部・副本９部）
提出書類は、原則として、A4（縦位置・横書き）に統一し、Ａ４フラットファイル等に綴り書類番号のインデックスを付けてください。

エ　その他
提出前に別紙４「応募書類一覧表」をご確認ください。
受付期日及び受付時間は厳守してください。
なお、提出された書類の内容は、提出期限後、変更できません。

（５）選定及び結果通知等について

ア．　書類審査及びヒアリング

応募事業者から提出された応募書類の内容について、書類審査を行います。また、応募事業者に対して、成田市地域密着型サービス事業所の整備に係る事業候補者選定会議（以下「選定会議」という。）によるヒアリングを実施します。（ヒアリングの実施方法等の詳細については、提出期限後、応募事業者に対して別途通知します。）

イ．　選定方法

選定会議は、別紙 ５「評価基準」に基づき、書類審査及びヒアリングに基づく評価を行い、応募事業者全員に順位を付し、第 1 順位の応募事業者にその旨を通知しますので、通知を受けた事業者は、承諾書を本市に提出してください。承諾書の提出の後、市長が事業候補者として決定します。

また、事業候補者が、やむを得ない事由により辞退又は選定取消となった場合には、繰り上げにより第 2 順位の応募事業者にその旨を通知し、選定を受ける意思があるか確認します。（当初の選定から相当の期間が経過した場合、繰り上げは行いません。）

ただし、優れた事業計画を提案した応募事業者を事業候補者として選定するため、選定会議による採点の結果が満点の 6 割に満たない場合は、選定しないこととします。

ウ．　選定結果通知

選定後は、応募事業者全員に対して、選定結果を通知します。なお、選定結果についての異議申し立ては受け付けません。

エ．　選定結果の公表について

応募事業者に対する結果通知後、事業候補者については、法人名・事業予定地等を本市ホームページにおいて公表します。

６．応募にあたっての留意事項について

応募にあたっては、以下の点に十分留意してください。

（1）　本募集に応募するために必要な一切の費用は、応募事業者の負担とします。また、応募事業者による事業計画の中止（本市による選定の取消を含む）や、選定されなかった（本市の選定により「選外」となった）場合、これらに伴う応募事業者やその他関係者の負担、損失等について、本市は一切の責任を負いません。

（2）　提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は認めません。また、提出された応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

（3）　書類の不備以外で本市が必要と認める場合、追加資料の提出を求める場合があります。

（4）　応募受付後に辞退をする場合又は本市より選定を取り消された場合は、速やかに辞退届出書（任意様式）を提出してください。

（5）　地域住民・団体等に対する整備計画の説明や施設予定地の地権者との売買（賃貸）確約書等の締結については、「本募集により本市の選定を受けない限りは、実現性があるものではないこと」について十分な説明を行ってください。

（6）　介護保険法、建築基準法、都市計画法、消防法及び条例等の法令を遵守するとともに、これらを所管する関係機関と十分な協議を行ってください。

（7）　地域密着型サービス事業所の指定に係る人員・設備・運営基準等を満たせず事業実施が見込めない場合や、応募内容と実際の実施計画が著しく変更された場合には、選定を取り消す場合があります。

（8）　応募事業者名、事業計画予定地等、他の応募事業者の応募に関する情報について、応募事業者等からの個別の問い合わせには一切答えません。

（9）　応募書類の内容に虚偽による記載又は事実と相違する記載があることが判明した場合、失格又は選定を取り消すことがあります。

（10）　事業候補者として選定された後の事業計画内容等の変更については、原則認めません。ただし、本市がやむを得ないと認めた場合は可能とします。

（11）　応募受付後に、本市職員が現地調査を行いますので、本市職員が計画地に立ち入ることについて予め土地所有者の同意を得ておいてください。（現所有者が応募事業者以外である場合に限ります。）

（12）　応募事業者が、選定会議の委員に対して、直接的又は間接的に援助を求めるなど、選定の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合は、失

格とします。

（13）　選定された事業計画は、「千葉県介護施設等整備事業補助金交付金交付要綱」で定める市町村補助事業の対象となることを前提として、本市が認めた場合は補助を実施する予定です。なお、補助金の交付に当たって、本市が定める交付の条件に違反した場合は、補助金の交付決定を取り消し、本市に納付させることがあります。

７．応募書類

別紙４のとおり

８．その他

（１）応募書類の留意点について

○　応募書類は、正本１部、副本９部を作成し、提出してください。

○　応募書類は、Ａ４フラットファイルに左綴じで綴り、別紙４の「応募書類一覧表」の「書類番号」に対応したインデックスを付けて提出してください。

　なお、フラットファイルの表紙に、令和８年度地域密着型サービス事業所整備提案書、正本又は副本の区分、応募事業者名の見出しを付け、背表紙には、令和８年度地域密着型サービス事業所整備提案書、応募事業者名の見出しを付けてください。

　また、副本については正本の写しで差し支えありませんが、「現況写真」のみフルカラーの写しを副本に添付してください。

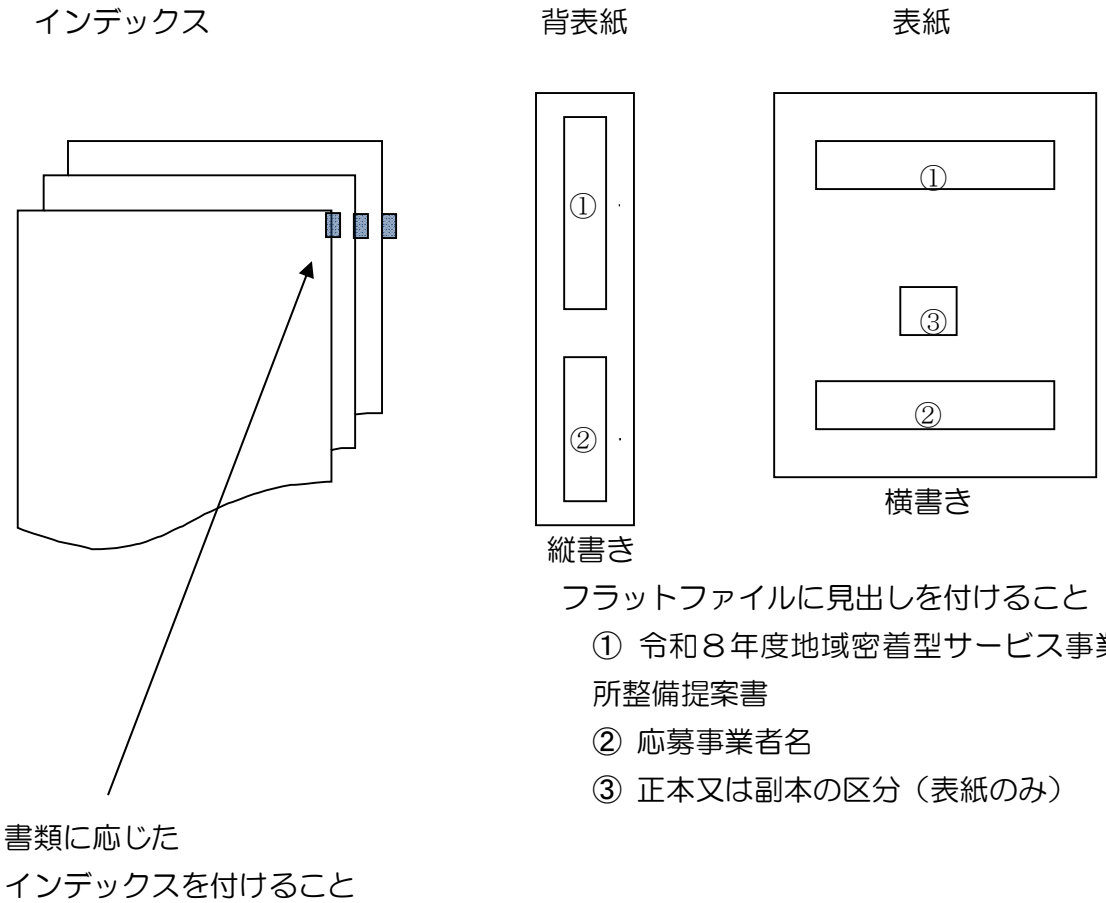

フラットファイルに見出しを付けること

① 令和８年度地域密着型サービス事業所整備提案書

② 応募事業者名

③ 正本又は副本の区分（表紙のみ）

（2）添付書類についての留意点

写しを提出するものは、全て代表者名による原本証明をすること。

※原本証明の例 この写しは、原本と相違ないことを証明する。 年　　月　　日 〇〇法人　〇〇会　理事長　〇〇　〇〇　　印

９．募集に係るスケジュール

	日　時	内　容
1	3月１２日（水）	募集の開始
2	3月１２日（水）～5月　2日（金）	質問提出期限
3	3月１２日（水）～6月　5日（木）	事前申出書提出期限
4	5月１６日（金）～6月１６日（月）	応募書類提出期限
5	8月頃（予定）	ヒアリング
6	8月頃（予定）	選定結果通知

１０．お問い合せ先

成田市福祉部高齢者福祉課　事業者指導係

ＴＥＬ：0476-20-1537

ＦＡＸ：0476-24-2367

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kofuku@city.narita.chiba.jp

ホームページアドレス：

http://www.city.narita.chiba.jp/soshiki/kofuku.html

別紙1

公募する地域密着型サービス事業所の分布状況

【ニュータウン・八生・豊住圏域】A
・人口：39,683 人
・高齢者：11,174 人
・高齢化率：28.2%
・認定者：1,489 人
・世帯数：18,657 世帯
・独居高齢世帯数：659 世帯

【久住・下総・大栄圏域】E
・人口：21,082 人
・高齢者：7,158 人
・高齢化率：34.0%
・認定者：1,209 人
・世帯数：9,448 世帯
・独居高齢世帯数：307 世帯

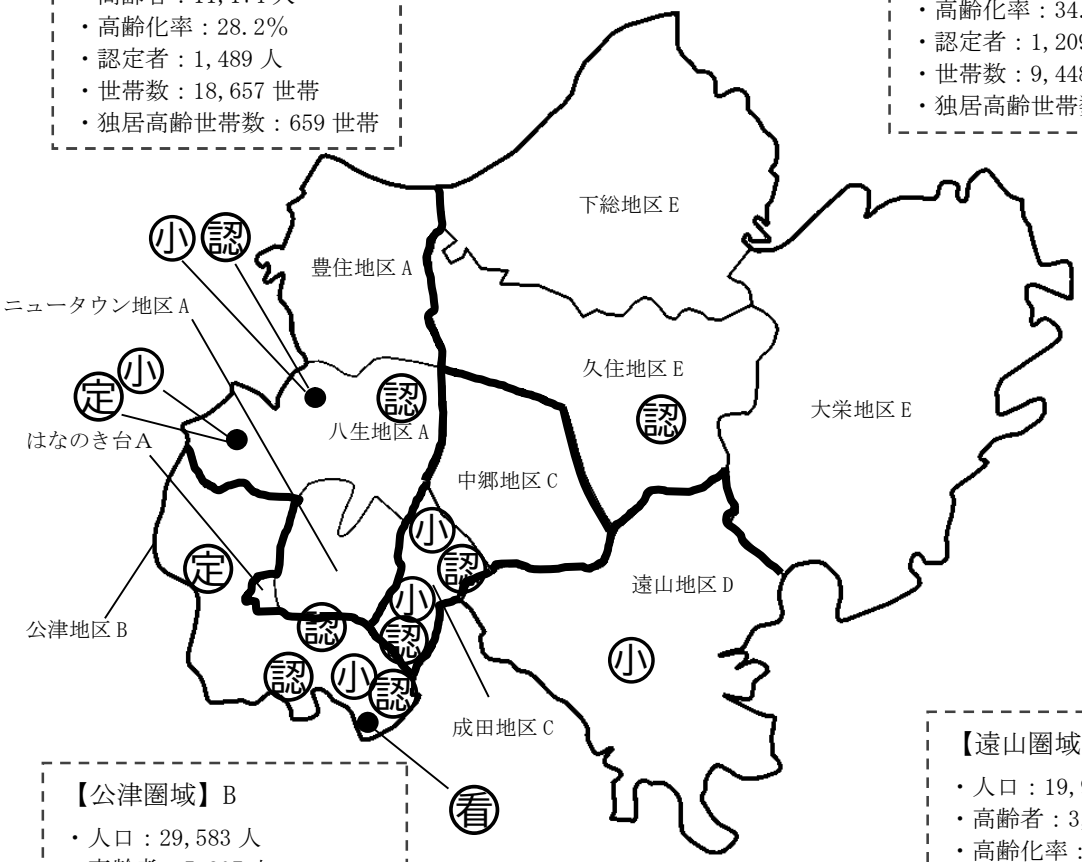

【公津圏域】B
・人口：29,583 人
・高齢者：5,307 人
・高齢化率：17.9%
・認定者：851 人
・世帯数：14,811 世帯
・独居高齢世帯数：195 世帯

【成田・中郷圏域】C
・人口：22,180 人
・高齢者：4,758 人
・高齢化率：21.5%
・認定者：782 人
・世帯数：12,586 世帯
・独居高齢世帯数：366 世帯

【遠山圏域】D
・人口：19,917 人
・高齢者：3,646 人
・高齢化率：18.3%
・認定者：562 人
・世帯数：10,881 世帯
・独居高齢世帯数：131 世帯

人口等の数字は、令和6年3月末時点のものです。

【凡例】
小 小規模多機能型居宅介護
認 認知症対応型共同生活介護
看 看護小規模多機能型居宅介護
定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

別紙２

年　　月　　日

（あて先）成田市福祉部高齢者福祉課
ＦＡＸ：０４７６-２４-２３６７
メール：kofuku@city.naria.chiba.jp

地域密着型サービス事業所の整備に係る事業候補者募集に係る質問書

以下のとおり質問を提出します。

法人名		
所在地		
質問者氏名		
連絡先	ＴＥＬ	
	ＦＡＸ	
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	

質問内容	

別紙３

地域密着型サービス事業所の整備に係る事業候補者募集に係る事前申出書

令和　　年　　月　　日

（あて先）成田市長

	所在地
	法人名
申出者	代表者職・氏名
	担当者名
	担当者連絡先

成田市の地域密着型サービス事業所の整備に係る事業候補者募集について、具体的な事業計画を有していることから、関係書類を添えて応募をする予定であることを申し出ます。

【対象事業所】※該当する番号に〇を付けること。
１．小規模多機能型居宅介護事業所
２．看護小規模多機能型居宅介護事業所
３．認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）
４．定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

別紙４

応募書類一覧表

※「提出要否欄」について、「○：必ず提出すること」、「△：該当する場合に提出すること」

書類番号	提出書類	提出にあたっての注意事項	提出要否	確認
1	提案書〔様式１〕		○	
2	応募に係る誓約書〔様式２〕		○	
3	事業計画書〔様式３〕		○	
4	法人代表者及び管理者の経歴書〔様式４〕	管理者が未定の場合はその旨を記載した文書を添付すること（任意様式）	○	
5	職員の配置計画〔様式５〕		○	
6	介護保険事業の実施状況一覧〔様式６〕		○	
7	法人の定款（写し）		○	
8	履歴事項全部証明書（写し）		○	
9	役員名簿	任意様式	○	
10	施設等整備費、土地購入費、運転資金の概算並びにその財源内訳を記載したもの	任意様式 提案書記載事項と齟齬が無いようにすること	○	
11	開設後の収支見込み	任意様式 利用率や借入金の償還見込みも記載すること	○	
12	預金残高証明書又は預金通帳の写し	預金残高証明書は令和６年３月 31 日現在、令和７年３月 31 日現在のもの、預金通帳の写しについては上記期日を含むもの 複数の預金口座がある場合には一覧表（任意様式）を作成すること。	○	
13	過去２カ年分の決算書（写し）		○	
14	設置予定地の状況一覧表	参考書式１	○	
15	施設整備予定地の公図（写し）	整備予定地（敷地）を太線で囲い、敷地及び隣接地には地権者名を記入すること。	○	
16	施設整備予定地の登記事項証明書（全部事項）		○	
17	土地に関する寄附確約書、売買確約書、無償貸与確約書又は賃貸借確約書（写し）	自己所有の場合は不要	△	
18	近隣地権者等への説明及び敷地の状況について	参考書式２	○	

19	地元説明会経緯個別調書	参考書式３	○	
20	埋蔵文化財の有無に関する証明書（写し）		○	
21	協力医療機関と締結した協定書（写し）又は締結を予定している協定書案		△	
22	地図	10,000 分の１、2,500 分の１の地図とし、それぞれ整備予定地がわかるようにすること	○	
23	現況写真	施設整備予定地のフルカラーの画像又は写真を添付したものを提出すること。	○	
24	建物配置図、各階平面図	Ａ３サイズでＡ４サイズに折り畳むこと。	○	
25	過去３年間の監査結果（写し）	令和４年度から令和６年度中に受けた実地指導・指導監査結果（写し）。 なお、監査結果が複数ある場合には文書通知日、監査実施日、改善事項の有無、改善事項の結果を記載した一覧（任意様式）を作成し、一覧の作成順に監査結果（写し）を添付すること。 実地指導・指導監査を受けていない場合は、不要です。	△	

別紙５

評価基準

評価事項	評価項目	配点
法人の基本理念・社会福祉にかける熱意・展望について	今回の計画によって、法人理念に基づいた貢献が期待できるか	5
	将来のさらなる事業展開や展望・理想像があるか	5
周辺環境への配慮及び地域との関わりについて	地域と共生するコミュニティづくりや地域の実情を意識した取組はあるか	5
	ボランティアの受入を促進するための取組はあるか	5
施設整備計画の実現性について	資金調達や収支計画は十分であるか	5
	人員確保の目途はあるか、また、離職を防ぐ方策はあるか	5
	都市計画等の規制への対応は十分か、また、工期が遅延する可能性はないか	5
適切な施設運営が期待されるか	高齢者虐待の防止や、ケア技術向上等に関する取組はあるか	5
	事故への対応や、事故を未然に防ぐ取組はあるか	5
	施設の構造や間取りなど、設計で配慮がなされているか	5
全体的な評価		20
合　計		70